

地域指定年度	昭和 44 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	平成 30 年度
計画見直し年度	令和 3 年度

伊那市農業振興地域整備計画書

令和 3 年 4 月

長野県伊那市

目 次

ページ

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	1
(2) 農業上の土地利用の方向	2
ア 農用地等利用の方針	2
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2 農業生産基盤整備開発計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
4 他事業との関連	11
第3 農用地等の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向	11
2 農用地等保全整備計画	11
3 農用地等の保全のための活動	11
(1) 多様な担い手による有効活用	11
(2) 遊休農地の対策	12
(3) 中山間地域での取り組み支援	12
(4) 農地・水・環境保全の向上対策	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率かつ総合的な利用促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
(1) 育成すべき経営の明確化と農地利用集積の促進	13
(2) 生産組織の育成	13

(3) 産地体制の強化	1 4
(4) 支援体制の確立	1 4
(5) 農村構造の確立の推進	1 4
3 森林の整備その他林業の振興との関連	1 4
第5 農業近代化施設の整備計画	1 4
1 農業近代化施設の整備の方向	1 4
(1) 作物別の推進の方向	1 4
2 農業近代化施設整備計画	1 5
3 森林の整備その他林業の振興との関連	1 5
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	1 5
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	1 5
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	1 6
3 農業を担うべき者のための支援の活動	1 6
(1) 新規就農者に対する農業技術・知識等の習得支援	1 6
(2) 就農相談への対応	1 6
(3) 農地幹旋、利用集積への支援	1 6
(4) 認定農業者や地域の中心となる多様な担い手等に対する支援活動	1 6
4 森林の整備その他林業の振興との関連	1 6
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 6
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	1 6
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	1 7
3 農業従事者就業促進施設	1 7
4 森林の整備その他林業の振興との関連	1 7
第8 生活環境施設の整備計画	1 7
1 生活環境施設の整備の目標	1 7
2 生活環境施設整備計画	1 8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	1 8
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	1 8
第9 付図	別添
1 土地利用計画図（付図1）	
2 高生産性農業区域及び必要性が高いと認められる施設を設置区域図(付図2)	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

伊那市の農業振興地域の範囲は、山岳地（国有林を含む。）、都市計画用途地域、河川区域等を除く河岸段丘、複合扇状地、河川氾濫原等の区域で、その面積は10,793haである。農用地等は主に標高600m～900mの間に分布し、河川沿岸の平坦な沖積層の地帯や東部地区では豊富な水資源の利用による水稲経営が、西部地区では国営土地改良事業等により整備された「かんがい施設」の利用による野菜栽培や酪農経営が盛んである。中央自動車道の利用により、首都圏・中京圏への良好なアクセスが確保されているため、農畜産物総合供給産地としての更なる発展が期待されている。また、工業においては、精密機器等の技術産業を中心とした企業が存在し、商業においても、商圏の拡大等に伴い、大規模小売店舗等の郊外進出が進んでいる。

今後の土地利用の動向としては、特に国道153号バイパスの開設等社会的インフラ整備の進捗に伴うモータリゼーションの進展や、ライフスタイルや価値観の多様化に伴う余暇時間の増大等により、非農業的土地利用に対する社会的ニーズが増大することが見込まれている。

こうした新たな土地需要に的確に対応しつつ、農業生産の基盤としての優良農用地を保全する全市的な視野に立った土地利用調整が求められている。

土地利用区分ごとの規模の目標

単位：ha、%

区分	農用地	農業用施設用地	森林・原野	住宅地	工業団地	その他	計
現在 (令和2年)	5,826 (8.7%)	10 (0.0%)	34,840 (52.2%)	1,970 (2.9%)	157 (0.2%)	23,990 (36.0%)	66,793 (100%)
目標 (令和12年)	5,677 (8.5%)	10 (0.0%)	34,799 (52.1%)	2,070 (3.1)	200 (0.3%)	24,037 (36.0%)	66,793 (100%)
増減	△149	0	△41	100	43	47	0

(注) 1 農用地及び農業用施設用地は伊那市農地基本台帳（令和2年7月現在）による。

工業団地は産業立地推進課の資料による。

他は伊那市統計書（令和2年版）による。

2 () 内は構成比である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地5,826ha(令和2年1月1日現在)のうち4,995.2ha(令和2年7月1日現在)について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
10ha以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準じる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地（農業用排水施設、区画整理、農地造成等）
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 高生産性農業区域の設定方針

各地域内農用地において、特に生産性が高く、地域農業の中核を担う農地を高生産性農業区域に設定する。

(オ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等については農用地区域を設定しない。

(カ)伊那市が地域振興上必要が高いと認められる施設

市が事業主体となって行う地域振興上必要が高いと認められる施設を設置する土地を農用地区域内に設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

現在の農振地域内の農用地等面積は、4,995.2haとなっている。天竜川西部の地域では国営土地改良事業等により、ほ場、かんがい施設、農道等の整備がほぼ完了し、野菜・果樹栽培、畜産等の振興が図られている。今後はいかんがい施設等の利用を更に促進し、主に畑地等としての農用地利用に努める。なお、平成24年度より水利施設の補修等を行う国営施設機能保全事業が、平成27年度からは県営かんがい排水事業が開始されている。

また、天竜川東部の地域は、県営ほ場整備事業等により区画整理が行われた水田地帯であり、基幹用水路については整備されている。今後は水稻を中心に

野菜・果樹等を含めた複合経営を育成し、農用地の連担化や農作業の受委託の促進等により低コスト農業の確立に努めるとともに、優良農用地としての利用を確保する。

本地域内の目標年（令和12年）における農用地区域面積を概ね4,945.2haと設定する。

農用地区域面積の見通し

単位：ha

項目	農地	採草放牧地	混木林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
現況 (令和2年)	4,819.5	73.0	94.6	8.1	4,995.2	0
目標 (令和12年)	4,769.5	73.0	94.6	8.1	4,945.2	0
増減	△50.0	0	0	0	△50.0	0

※令和2年7月に現状の農地を再確認して求積した結果、「令和2年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」で報告した面積に錯誤があったため修正後の面積とする。

地区別耕作状況

(令和2年7月現在) 単位：ha

地区名	田		畑		計	
	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)
伊那 (竜東・竜西)	8,404	688	3,763	328	12,167	1,016
富県	4,196	482	2,390	117	6,586	599
美篁	5,815	512	1,438	68	7,253	580
手良	2,735	301	1,634	83	4,369	384
東春近	6,126	708	1,443	79	7,569	787
西箕輪	1,308	130	5,043	536	6,351	666
西春近	3,685	415	2,895	198	6,580	613
高遠町	7,799	562	7,392	315	15,191	877
長谷	2,719	218	2,660	86	5,379	304
計	42,787	4,016	28,658	1,810	71,445	5,826

イ 用途区分の構想 注) 付図1 土地利用計画図
高生産性農業区域及び必要性が高いと認められる施設
を設置区域図(付図2号)

(ア) 竜東地区

- ・ **A-1ブロック**：天竜川水系に位置する段丘下と三峰川水系に位置する段丘上の平坦な農用地。昭和30年代に開田事業が実施されている。また、既に汎用田として用排水条件の整備が進められており、田畑輪換に対応する要件を備えていることから、稲作を中心として転作による野菜栽培等により農地としての利用を進める。上段 35.2ha と下段 19.8ha の優良水田地帯は高生産性農業区域に設定し、更なる農業の振興を図る。(付図2号 1-③、1-④)
- ・ **A-2ブロック**：三峰川水系に位置する段丘上平坦部の農用地。そのほとんどが水田として利用され連担性・団地性が高いことから、農作業の受委託の促進等により低コスト稲作経営を育成し農地としての利用を進める。

(イ) 手良地区

- ・ **A-3ブロック**：三峰川右岸の台地に展開する農用地。開田事業により整備された平坦地と、土地改良総合整備事業により整備された集落から山麓にかけての緩急傾斜地から構成されている。今後は担い手農家に農用地を利用集積して稲作振興を図るとともに、畜産も重要な位置を占めていることから、一部を田畑輪換による飼料作物等に振り分け農地としての利用を図る。

(ウ) 美篤地区

- ・ **A-4ブロック**：三峰川右岸に広がる農用地。河岸段丘の上・中・下段の三層構造を呈しており、上段は開田事業、中段から下段にかけては農業農村基盤整備事業、土地改良総合整備事業等により農業基盤の整備が行われた。また国道361号沿線においては農地と宅地との混在が生じているため、集落区域外への農用地の集団化を図り農作業の受委託の促進等により稲作経営の省力化を図るとともに、花卉・野菜等の施設園芸の主産地化を目指し農地としての利用を進める。特に下段東側の 55.9ha の優良水田地帯は高生産性農業区域に設定し、更なる農業の振興を図る。また、国道153バイパスが開通予定の青島区周辺は、地域振興上必要性が高いと認められる施設を設置する地域に設定する。(付図2号 1-⑤、2-②)

(エ) 富県地区

- ・ **B-1ブロック**：新山川流域の緩傾斜地に展開する農用地。県営ほ場整備事業により、土地基盤の整備が完了している。稲作中心に野菜等畑作を結合させ農地としての利用を進める。また、新山小学校周辺は、地域振興上必要性が高いと認められる施設を設置する地域に設定する。(付図2号 2-⑤)

- ・ **B-2ブロック**：三峰川左岸の台地に展開する農用地。県営ほ場整備事業により土地基盤の整備が完了しており、相当規模の団地性が確保されていることから、営農法人組織等による作業受委託や農用地の利用集積の促進等により稲作振興を図り農地としての利用を進める。また、東原工業団地東側については、地域振興上必要が高いと認められる施設を設置する地域に設定する。(付図2号 2-⑪)

(オ) 東春近地区

- ・ **B-3ブロック**：天竜川支流大沢川左岸に展開する農用地。平坦部では稲作が、丘陵地では麦作等が、山麓沿いでは果樹経営がそれぞれ行われている。これらの地域では、地形的営農条件が悪く農業生産の合理化を阻害しており、一部は営農法人組織による自営の区画整理が行われたが、それぞれの地形的特性に適した農業経営を維持し農地としての利用を確保する。
- ・ **B-4ブロック**：天竜川左岸に広がる平坦な農用地。構造改善事業等により、ほ場整備が完了している。区画が小規模に分散しており機械化の条件に恵まれない地域については、花卉・野菜等施設園芸の振興を図るとともに、水稻経営との複合経営を育成し農地としての利用を進める。また、春富中学校、東春近小学校周辺は、地域振興上必要が高いと認められる施設を設置する地域に設定する。(付図2号 2-⑨)
- ・ **B-5ブロック**：三峰川左岸に広がる平坦な農用地。県営ほ場整備事業により、区画整理が完了しており、用水路についても整備が進んでいる。農用地の利用集積や農作業の受委託を推進するとともに、稲作を中心に野菜・果樹等の振興を図り農地としての利用を進める。また、車屋産業適地周辺は、地域振興上必要が高いと認められる施設を設置する地域に設定する。(付図2号 2-⑫)

(カ) 西春近地区

- ・ **C-1ブロック**：天竜川右岸に広がる平坦な農用地。そのほとんどが水田として利用され、連坦性・団地性が高いことから、稲作作業の受委託を促進し農地としての利用を進める。特に国道153号と天竜川の間66.7haの優良水田地帯は高生産性農業区域に設定し、更なる農業の振興を図る。(付図2号 1-②)
- ・ **C-2ブロック**：天竜川支流藤沢川右岸に展開する農用地。集落区域以南の平坦部は水田として、集落区域から山麓にかけての緩傾斜地は畑地等としての利用がされている。畑地帯総合土地改良事業によりかんがい施設の整備が完了し、畑作振興のための条件が整っていることから、水稻を中心とした複合経営を育成し農地としての利用を図る。

- ・ **C-3ブロック**：天竜川支流犬田切川及び藤沢川に挟まれた緩傾斜地に展開する農用地。畑地帯総合土地改良事業により整備されたかんがい施設の利用等により、畑作を主とした農業経営が行われている。大規模基幹農道が地区の中央を南北に走り、農業経営効率のための条件が整っていることから、野菜等の主産地化を目指し農地としての利用を進める。
- ・ **C-4ブロック**：天竜川支流小黒川及び犬田切川の間展開する農用地。平坦部は水田として、山麓と集落区域間に介在する緩傾斜地は畑地等として利用されている。また、畜産経営も行われており、一部を飼料畑として振り向け農地としての利用を進める。

(キ) 竜西地区

- ・ **D-1ブロック**：天竜川支流小沢川流域・小黒川左岸及び河岸段丘上の台地に広がる農用地。流域の平坦部では水田として、段丘上は酪農地帯で普通畑のほか飼料畑としても利用が図られている。畜産経営と畑作経営との有機的な結合を図り農地としての利用を進める。また、小黒原産業適地周辺、伊那消防署東側周辺、西町竜南保育園周辺は、地域振興上必要が高いと認められる施設を設置する地域に設定する。(付図2号 2-①、2-③、2-④)
- ・ **D-2ブロック**：天竜川右岸段丘上に展開する農用地。広大な優良水田地帯であり、かんがい排水事業による幹線水路の整備が完了している。また、高い団地性を有していることから、農用地の利用集積や農作業の受委託を促進し、稲作作業の効率化を図るとともに、良質米の生産を拡大するため農地としての利用を進める。また、中央病院周辺は、総合計画で面整備検討ゾーンとなっており、面的な開発(商業施設等)を含め土地利用について検討する。用途地域境界付近の農地についても土地改良区と協議を行い開発について検討する。(付図2号 2-⑧、2-⑩)

(ク) 西箕輪地区

- ・ **E-1ブロック**：戸谷川流域の台地に広がる平坦な農用地。上戸・中条井での木曾川水系からの引水により、畑地帯総合土地改良事業により区画整理された平坦部は水田として、集落区域から山麓にかけての緩傾斜地では畑地等としての利用が図られている。主要作物の設定による野菜等の主産地形成を目指し農地としての利用を進める。特に国道361号線北側の102.6haの優良水田地帯は高生産性農業区域に設定し、更なる農業の振興を図る。(付図2号 1-①)
- ・ **E-2ブロック**：大清水川流域に展開する農用地。中央自動車道伊那インターチェンジの供用に伴い混住化が進行し、農用地のスプロール化が生じているため、稲作経営を中心に中央自動車道以東の農用地への集団化を図る。また、リンゴ等の果樹経営が盛んであるため、畑作と組み合わせた経営の複合化を図り農地としての利用を進める。また、市役所西箕輪支所、大萱産業適地周辺は、地域振興上必要が高いと認められる施設を設置する地域に設定す

る。(付図2号 2-⑦、2-⑬)

- ・ **E-3ブロック**：経ヶ岳山麓の台地に広がる農用地。ほとんどが畑地等に利用されており、重点作物の設定による野菜・果樹等の主産地化を目指し農地としての利用を進める。また、伊那インター工業団地周辺は、地域振興上必要が高いと認められる施設を設置する地域に設定する。(付図2号 2-⑥)
- ・ **E-4ブロック**：大泉川左岸の台地に広がる農用地。その多くが畑地等として利用されており、また、稲作を主力とした野菜経営との複合経営を育成し農地としての利用を進める。

(ケ) 高遠町地区

- ・ **F-1ブロック**：高遠町地籍の農用地。長藤、藤沢地区は、藤沢川・山室川水系を中心に水稻・果樹経営を主に利用が図られているが、山間地の農用地が多いため、土地条件を考慮しながら基盤整備・近代化施設の整備を進める。三峰川水系の水田地帯は、ほ場整備が完了しており、地域としての大型機械の導入も進められている。連担性・団地性が高いことから、農作業の受委託の促進等による低コスト水稻経営を育成し、その多くが畑・果樹園地等として利用されており、また、稲作を主力とした野菜経営との結合による複合経営を育成し農地としての利用を進める。特に左岸の **57.3ha** 優良水田地帯は高生産性農業区域に設定し、更なる農業の振興を図る。(付図2号 1-⑥)

(コ) 長谷地区

- ・ **G-1ブロック**：長谷地籍の農用地。非持地区、溝口地区、黒河内地区、市野瀬地区は比較的平坦であり、ほ場整備率の高い優良農用地が広がっている。連担性、団地性が高いことから、農作業の受委託の促進等により低コスト水稻経営を育成する。その他の地区は、山間地の農用地が多いため、土地条件を考慮しながら基盤整備・近代化施設の整備を進める。

ウ 特別な用途区分の構想 注) 付図1 土地利用計画図

高生産性農業区域及び必要が高いと認められる施設を設置区域図(付図2号)

- ・ **A-1(2区域)、A-4、C-1、E-1、Fブロック**の5ブロック、6区域の農用地は、ほ場整備も全て完了し周辺の宅地のにじみ出しもなく、特に優良な水田地帯のため、高生産性農業区域に設定し更なる農業の振興を図る。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農振地域内における農用地等の面積は、4,995.2ha（令和2年7月現在）であり、このうち土地基盤整備済みの農用地等は、総面積の82.6%に当たる4,127.1ha（令和2年7月現在）である。

こうした状況のなか、農用地利用計画に即し、農産物の需要動向に対応しうる農業生産構造の確立を図るとともに、地域の特性を活かした農業振興を推進する観点から、次のような取り組みを行う。

今後、農業者や集落等の要望を的確に把握した上で、農業生産基盤整備の計画的な運用に努める。

また、生産性の向上と農業経営の安定化を図るため、各種補助事業や起債事業等により、土地基盤の基本的な条件整備を進めているが、支線農道・水路等は不十分であるため、緊急性の高いものから逐次効果的な実施を進めていく。

ほ場については、三峰川総合開発事業に伴う開田事業を含め、一応の整備は完了している。ただし、区画が小規模であり、近年の大型農業用機械の導入に対応し得る形態ではない地域については、再ほ場整備も含めて検討していく。

(1) 各地区における整備・開発の方向

(ア) 竜東地区

- ・ **A-1・2ブロック**：支線水路の老朽化が進行しているため、県・市単独事業等により、逐次整備を進める。また、起債事業により幹線農道の整備も完了しており、支線農道についても舗装を中心に事業を進める。

(イ) 手良地区

- ・ **A-3ブロック**：県営土地改良総合整備事業により、ほ場整備が完了している。支線水路については、農業農村整備事業、県・市単独事業等により整備を進める。

(ウ) 美篤地区

- ・ **A-4ブロック**：県営かんがい排水事業により、幹線水路の整備を進めるとともに、県・市単独事業により、支線水路についても計画的に整備を進める。なお、上段のほ場については、区画が小規模であることから、大規模区画化への対応について検討していく。

(エ) 富県地区

- ・ **B-1ブロック**：県営ほ場整備事業により、区画整理が完了している。県・市単独事業等により支線水路・農道の整備を進める。

- ・ **B-2ブロック**：県営ほ場整備事業により土地基盤の整備が完了している。ただし、区画が小規模であり、近年の大型農業用機械の導入に対応しうる形態ではない地域については、再ほ場整備も含めて検討していく。県営かんがい排水事業により幹線水路の整備が進んでいるが、支線水路については、県・市単独事業等により整備を進める。

(オ) 東春近地区

- ・ **B-3ブロック**：一部は営農法人組織による自営の区画整理が行われたが、段丘上段に位置する等地形的条件が悪く、土地改良事業の導入効果が期待できない。また、近年の厳しい農業情勢のなかで、野菜・果樹・麦等現状の経営を維持していくための土地基盤の整備保全に留める。
- ・ **B-4・5ブロック**：県営かんがい排水事業により幹線水路の整備が進んでいるが、支線水路については、県単・市単事業等により整備を進める。

(カ) 西春近地区

- ・ **C-1ブロック**：県・市単独事業等により支線水路・農道の整備を進める。
- ・ **C-2・3・4ブロック**：県営畑地帯総合土地改良事業により、ほ場・かんがい排水・幹線農道等の整備が完了している。また、平成24年度より国営施設機能保全事業において老朽化した水利施設の補修等が行われている。今後は畑地帯としての野菜等の生産振興を図り、生産出荷等の効率化に資するための支線農道等の整備を進める。

(キ) 竜西地区

- ・ **D-1ブロック**：県営畑地帯総合土地改良事業により、ほ場・かんがい排水・幹線農道等の整備が完了している。また、平成24年度より国営施設機能保全事業において老朽化した水利施設の補修等が行われている。今後は酪農地帯として畜産振興と飼料作物の自給率向上を図り、生産出荷等の効率化に資するための支線農道等の整備を進める。
- ・ **D-2ブロック**：県営かんがい排水事業により幹線水路の整備が進んでいるが、県・市単独事業等により、支線農道等の整備を進める。

(ク) 西箕輪地区

- ・ **E-1・2・3・4ブロック**：県営畑地帯総合土地改良事業により、ほ場・かんがい排水・幹線農道等の整備が完了している。また、平成24年度より国営施設機能保全事業において老朽化した水利施設の補修等が行われている。今後は畑地帯として野菜等の生産振興を図り、生産出荷等の効率化に資するための支線農道等の整備を進める。

(ケ) 高遠町地区

- ・ **F-1ブロック**：農業生産基盤整備事業等が完了した地域では、更に安定した農業生産を有する地域として整備を進める。また、基盤整備の未整備地域である山際に農地が分布する地域では、遊休荒廃農地化させないためにもほ場整備を検討し、各区域の農用地に適した作目の作付け、地域営農組織の育成を進めるなかで、農用地の流動化を図り、農地の保全整備を図る。

(コ) 長谷地区

- ・ **G-1ブロック**：農業生産基盤事業により、ほ場、農道等の整備がほぼ完了している。県・市単独事業等により支線農道の舗装等について整備を進める。

2 農業生産基盤整備計画開発計画

※令和2年度現在実施中のもの

事業の種類	着工年度	受益の範囲		対図番号	備考	
		受益地区	受益面積 (ha)			
国営施設機能保全事業	平成 24 年	竜西	2,561	D-1		
				西箕輪	E-1	
					E-2	
					E-3	
		E-4				
		西春近		C-2		
				C-3		
				C-4		
県営かんがい排水事業	平成 27 年	竜西	2,561	D-1		
				西箕輪	E-1	
					E-2	
					E-3	
		E-4				
		西春近		C-2		
				C-3		
				C-4		
県営かんがい排水事業	平成 26 年	東春近	327	B-4		
				B-5		
団体営農地耕作条件改善事業	令和 2 年	美篤	500	A-4		

3 森林の整備その他林業振興との関連

農道の整備については、林道及び一般道路との有機的な関わりのなかで検討・計

画し、それぞれの役割において、実効性が確保されるように努める。

4 他事業との関連

国道153号伊那バイパスや伊駒アルプスロード等の道路建設計画事業等と連携を図りながら、農業生産基盤の整備開発計画を進める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

伊那市の耕作放棄地は、拡大の一途をたどっており、2015 農業センサスによると、458ha に達し、耕作放棄率は8%となる。農地の遊休・荒廃化は周囲の農地利用を阻害する要因となり地域全体の農地にも悪影響を及ぼす。

農地保全のために、農業生産基盤の整備や営農条件の向上と農地流動化や農作業の受委託の促進、さらに遊休農地の実態把握により農業上の利用増進を図る農地については認定農業者等の多様な担い手に利用集積を図り、小麦・大豆・そばなど地域奨励作物の栽培による土地利用型農業を活用しながら再生利活用を図る。

また、農地の持つ環境保全や良好な農村景観の形成、保水機能など農業生産活動以外の多面的機能について都市住民の理解を深めていく。

2 農用地等保全整備計画

※令和2年度現在実施中のもの

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
中山間地域等直接支払事業	農地・農道・水路の保全管理	54協定	522ha	基礎資料添付図	
多面的機能支払事業	農地・水路・農村環境の保全と水路の長寿命化の推進	31地区	2,489ha	基礎資料添付図	

3 農用地等の保全のための活動

(1) 多様な担い手による有効活用

農業上の利用増進を図る農用地については、水稻を中心に、野菜・花卉等の複合経営による農業を推進するために、市農業振興センターの機能充実により、地域の中心となる経営体として認定農業者や集落営農組織、農事組合法人を主体に、多様な担い手による活用を図る。

(2) 遊休農地の対策

農業委員会や農地利用集積円滑化団体と連携をとりながら、農事組合法人・集落営農組織に加え、地域の中心となる個別経営体による農作業受委託の推進と、利用権設定等による農用地の流動化を促進し、遊休農地の有効利用及び発生防止に取り組んでいく。

(3) 中山間地域での取り組み支援

農業生産条件が不利な中山間地域においては、農用地の保全・活用が断続的に維持される環境づくりを促進するため、中山間地域等直接支払制度を活用し、農用地の保全を図る。

(4) 農地・水・環境保全の向上対策

農地・農業用水等の資源や農村環境づくりの推進及び環境にやさしい営農活動を推進し、地域の財産である農地・水・環境保全を図る。
また、多面的機能支払交付金を引き続き活用し、農業環境保全に取り組む。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

山際などの森林と隣接する農用地等の保全に当たっては、森林の有する災害防止機能や水源涵養機能等の多面的機能を十分発揮できるように、森林資源の維持増進に配慮する。

第4 農業経営規模の拡大及び農用地等の農業上の効率かつ総合的な利用促進計画

1 農業経営規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が、職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を設定し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す。具体的な経営指標としては、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,100時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が、本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していく。

また、特に厳しい立地条件のもとで多様な農業経営を展開している中山間地域にあっては、経営の多角化（経営の主体を占める農業生産部門に加えて、地域特色と既存資源を生かした農業関連事業部門の展開を図る）も含めて、農業所得目標の達成を目指す。なお、一部の作目においては、既に先駆的農業者が先端技術等を導入して、他産業従事者と遜色のない水準の農業所得を得る先進的経営を展開している事例も生まれてきていることから、それらについては、市内の標準的

な農業経営体が次の段階で目標とすべき先進モデルとして、その生産・経営体系の普遍化を目指すものとする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

近年、農用地等については離農や担い手不足等により、遊休荒廃地が深刻な問題化している。こうしたなかで、今後は育成すべき経営目標を明確化し、「農業経営基盤強化促進事業」により、経営規模拡大を促進するとともに、合理化や効率化等経営の改善についても支援に努める。なお、地帯別の誘導方向については、以下のとおりとする。

市街地近郊地帯：市街地近郊に展開するこの地帯は、混住化等市街地化の影響が著しく、経営規模も比較的小さい。また、自給的農家が多く、農地を資産として捉える傾向にあることから農用地の流動化率は低く作業受委託も進展していない。今後、計画的な土地利用調整を進め、集团的優良農地の確保に努めるとともに、農用地の多面的な利活用を進める。

平坦水田地帯：本市の農業地域の大半を占めるこの地帯は、経営規模が大きく、また稲作地帯であることから、兼業化が進んでおり農業就業構造は脆弱である。今後、農地流動化や作業受委託の推進により、稲作等土地利用型大規模経営の育成を図る。

畑作園芸地帯：西部高原に展開するこの地帯は、県営畑地帯総合土地改良事業による畑地かんがいの整備にともない、野菜・果樹等の栽培が盛んで、畜産飼料の配給地ともなっている。経営規模が大きい反面、耕作放棄等にもなう農用地の遊休荒廃地化が見受けられる。今後、農地流動化や作業受委託の推進等を通じて、これらの荒廃農地の解消に努める。

中山間地帯：山間に介するこの地帯は、自然環境変化の影響を受けやすく、経営規模も小さく、農業生産構造は脆弱である。今後、担い手確保対策を総合的に実施するとともに、地域特色を活かした高付加価値農業の育成を図る。また、農用地については、多面的な利活用を検討する。

2 農業経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

意欲と能力を有するものが、農業経営の改善を目指すに当たり、これを支援する「農業経営基盤強化促進事業等」について、以下のとおり、種々の方策を総合的かつ計画的に実施する。

(1) 育成すべき経営の明確化と農地利用集積の促進

農業経営の改善等による健全な経営育成を行うため、認定農業者制度の活用を図るとともに、伊那市農業委員会を中心として、農用地の利用集積を進める。

(2) 生産組織の育成

農事組合法人等生産組織は、効率的な生産構造を形成する上で重要な位置付けとなっていることから、オペレーターの育成や作業受委託の促進等により、これらの組織の合理化や安定を図るとともに、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を行う。

(3) 産地体制の強化

本市における今日までの農業は、農業者と農業団体等との一体的な主産地形成に対する取り組みの下に発展してきており、今後とも適切な土壌診断の普及等による地力の維持増進や地帯用途別作付けの計画的な実施等により、産地としての生産・販売規模の維持発展と体質強化に努める。

(4) 支援体制の確立

伊那市農業振興センターを中心に、適時適切な経営支援を行い、効率的な経営体の育成を図る。

(5) 農村構造の確立の推進

地場産業の育成、農村工業等導入の検討、地元との交流等を通じて、コミュニティとしての健全な農村構造の確立を図る。

3 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、稲作を主体とした展開を図ってきたが、米の生産調整等を契機として、東部地区においては花卉を中心に施設園芸が普及し、中央アルプス山麓に広がる西部地区では、酪農・野菜・果樹等の栽培が行われている。こうした中で、今後も稲作を中心に、園芸・畜産等を取り入れた複合営農形態を農業構造の基本としつつ、担い手を育成し農産物総合供給産地化を目指すために、農業近代化施設の計画的な整備を図り、多様化する食料事情に的確に対応した施策を講じる。なお、これら施設の整備に当たっては、作目ごとに概ね以下に掲げる事項について、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。

(1) 作物別の推進の方向

水稻：効率的な地域農業生産システムの構築に向けた条件整備や、低コスト経営に対応するための乾燥調整施設・低温倉庫・共同利用施設・集団営農用機械等の整備により、良質米としての銘柄確立を図る。

麦・大豆・そば：伊那西部畑作振興・生産調整対策等との調整を図りながら、主産地化への誘導を行うとともに、産地形成促進施設・集団営農用機械等の整備を進める。

果樹：多様化する消費者ニーズと担い手の高齢化に対応するため、高品質果実の省力生産を可能とする選果施設・防霜ファン・集団営農機械等の整備及びりんごのわい化改植等により、高度果実生産団地に対応した態勢づくりを行う。

野菜：高品質野菜の低コスト生産を推進するため、集出荷施設・共同利用施設・集団営農機械等の整備を進めるとともに、野菜供給安定基金への助成により、消費動向を迅速、かつ、的確に反映した効率的な生産出荷体制の確立を図る。

花卉：高品質な花卉の低コスト生産や出荷の周年化を推進するため、集出荷施設・共同利用施設、集団営農用機械等の整備を進めるとともに、優良品種の導入等により、消費者動向と物流システムの変化に対応しうる効率的な生産出荷体制の確立を図る。

菌茸：高品質な菌茸の安定生産を推進するため、共同培養施設・集出荷施設・鮮度保持施設等の整備を進める。

畜産：先進技術と高能力家畜の導入や経営管理の合理化等を推進するとともに、飼料自給生産基盤整備や環境保全対策の強化により、効率的かつ安定的な畜産経営の確立を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置	利用組織	備考
青果市場福利厚生施設	西春近	伊那市	
産地形成促進施設 とれたて市場	西箕輪	上伊那農業協同組合	
農産物加工施設	西箕輪	上伊那農業協同組合	
農林漁業体験施設	西箕輪	各種団体	
地域食材配給施設	西箕輪	上伊那農業協同組合	
ふれあい広場施設	西箕輪	伊那市	
そば製粉所	高遠町	高遠そば組合	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

畜舎等農業用施設の整備に当たっては、林政部局との連携の下で、間伐材・集成材等木材利用の拡大に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

伊那市の農業を担う基幹的農業従事者の高齢化が進行するなか、今後も農業を持続

的に発展させるためには、効率的・安定的な経営体の育成とともに、「儲かる農業」・「魅力ある農業」を目指した新たな農業従事者の育成・確保に努めることが必要となる。

このため、新規就農者の確保・育成を促進するには、伊那市農業振興センター、J A上伊那及び農事組合法人等の機能を活用し、上伊那農業農村支援センターとの連携した取り組みにより、Iターン、Uターン等の新規就農者の受け入れ、農家子弟・後継者等への積極的な支援を行い、担い手の確保を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援活動

(1) 新規就農者に対する農業技術・知識等の習得支援

農事組合法人等や認定農業者、里親制度による里親や農業アドバイザーからの支援と、J A上伊那や上伊那農業農村支援センターからの総合的な支援を図る。また、ホームページ「農家になろう」を開設し、主にIターンによる新規就農希望者への情報提供を行う。

(2) 就農相談等への対応

伊那市農業振興センター、J A上伊那及び上伊那農業農村支援センターが連携協力して相談・支援を行う。

(3) 農地斡旋、利用集積への支援

農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体（J A上伊那）、伊那市農業委員会、伊那市農業振興センターが連携して農用地の確保等のへ対応を支援する。

(4) 認定農業者や地域の中心となる多様な担い手等に対する支援活動

J A上伊那、伊那市農業振興センターが中心となり、営農活動支援及び農地流動化支援を積極的に進める。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市においては、第2次・第3次産業の進展に伴い、農業従事者の他産業への流出傾向がみられる。就業状況についてみると、農外産業においては、中高年者を除き比較的安定した就業の場が確保されているが、農業は担い手の高齢化や新規就農者の不足等構造上の課題を抱えている。こうした状況のなかで、伊那市農業振興センターを中心に、関係機関・団体が連携した指導体制と事業執行体制を整備することにより、新たな就業機会の確保に努め、農業構造の改善を図る。

2 農業従事者の安定的な就業促進を図るための方策

地域における自主的な構造改善への取り組みを支援するとともに、農業経営基盤強化促進のための総合的措置を講じる。また、認定農業者制度の普及を図るとともに、農業経営改善を計画的に進めようとする農業者への指導や、農用地の利用集積及びその他有効な支援措置を集中的に実施する。

就農面における具体的支援策としては、関係機関・団体が密接な連携をとり、就農計画の認定を進めるとともに、農業次世代人材投資資金の活用推進により、新規学卒就農者・Uターン就農者等に限らず、農業法人等への雇用も含めた幅広い就農を確保する。また、各種制度資金の活用等を通じた農地及び機械施設等の取得円滑化を図る。さらに、認定農業者・青年農業者・女性農業者・熟年農業者等における経営者としての資質を高め、担い手同士の交流等幅広い活動を行う各種組織の充実や専門的な研修会の開催等を進めるとともに、農村女性プランを通じて、女性がその能力を十分に発揮できる条件整備を進め、あらゆる分野への社会参画の促進を図るものとする。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備目標

価値観の多様化や地域連帯意識の希薄化等、農村を取り巻く環境は年々変化している。こうしたなかで、今後、地域活動を推進することにより、地域機能の強化・活性化を図るとともに、生活環境施設等定住条件の整備を進め、農業従事者の健康福祉の増進や文化活動の振興に努める。また、施設整備の構想を様々な観点から見た場合、安全性については集落内道路や治山等防災施設を、保健福祉性（公衆衛生）については、上水道施設や農業集落排水施設を、利便性については有線放送網を利用した相互通信型の情報システムを、快適性（文化スポーツ）については農村公園やスポーツレクリエーション施設をそれぞれ、施設整備の重点に総合的な推進を図る。

2 生活環境施設の整備計画

※令和2年度までに整備済み又は整備計画あり

施設の種類	受益地区	備考
農業公園	西箕輪	はびろ農業公園みはらしファーム
集会施設	伊那	いきいき交流施設
集会施設	富県	いきいき交流施設
集会施設	美篤	いきいき交流施設
集会施設	手良	いきいき交流施設
集会施設	東春近	いきいき交流施設
集会施設	西箕輪	いきいき交流施設
集会施設	西春近	いきいき交流施設
集会施設	高遠町	いきいき交流施設
集会施設	長谷	いきいき交流施設

3 森林整備その他林業の振興との関連

施設整備に当たっては、森林整備計画との整合に留意しつつ、林業・木材産業構造改革事業や治山・林業等との有機的な関連づけのなかで、総合的かつ一体的な推進に努めるものとする。また、木質バイオマスとして間伐材を有効利用するため、ペレットストーブ等の導入に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

建設部局等との密接な連携のもとで、一般道路や上下水道施設整備と互いにバランスのとれた事業の進捗に配慮する。

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1）
- 2 高生産性農業区域及び必要性が高いと認められる施設を設置区域図（付図2）